

丹生谷合併協議会だより



鷺敷町



相生町



上那賀町



木沢村



木頭村



第3号-2004年4月

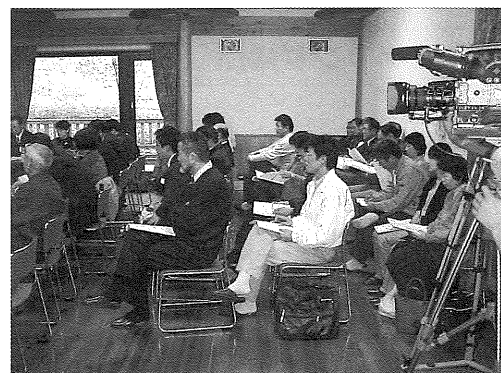
第3回合併協議会を開催

日時 平成16年3月30日(火)
午後2時～午後4時55分
場所 相生町ふるさと交流館2F会議室

第3回合併協議会を上記日程により開催し、「アンケート調査の実施」「地方税の取扱い」「議会議員の定数及び任期の取扱い」等についての協議を行いました。



第3回合併協議会



協議会当日は激しい雨にも関わらず多くの傍聴者があり、各委員の発言に終始熱心に耳をかたむけていました。

第3回合併協議会日程

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| 1 開 会 | 15 地方税の取扱いについて |
| 2 会長挨拶 | 16 介護保険事業の取扱いについて |
| 3 会議録署名委員の指名 | 17 国民健康保険事業の取扱いについて |
| 4 協議事項 | 18 議会議員の定数及び任期の取扱いについて |
| 14 新町建設計画について | 19 平成16年度丹生谷合併協議会予算について |
| ①協議事項 | 5 第4回協議会の協議内容について |
| 14-1 スケジュールについて | 6 第4回協議会の日程について |
| 14-2 住民アンケート調査等について | 7 その他 |
| 14-3 地域ヒアリング計画について | 8 閉 会 |
| ②説明事項 | |
| 1) 国、県の財政支援措置について | |
| 2) 丹生谷5か町村の財政(財産)状況等について | |



アンケート調査について

新しいまちづくりに関するアンケート調査の実施及び調査内容について協議を行い、以下のとおり2つのアンケート調査実施などが承認されました。

「新町まちづくり」に関する住民意識調査	「新町まちづくり計画」についてのアンケート
■調査対象 丹生谷5町村内在住の15歳以上の方全て。	■調査対象 丹生谷5町村内の中学校に通う生徒全員。
■調査期間 平成16年4月5日～同年4月15日（木）	■提出期限など 調査票配布時の先生の指示に従って下さい。

まちづくりに関するヒアリングについて

新しいまちづくりに関するヒアリングについての協議を行い、以下のとおり承認されました。

1	ヒアリング対象者	①産業界（農林漁業関係者、製造業、工業等関係者、サービス業等関係者）、教育界、福祉団体などから1町村合計15名程度。 ②丹生谷5町村長。 ③丹生谷5町村内にある国、県の出先機関職員。
2	ヒアリング時期	平成16年4月より、準備が整い次第開始。 ※スケジュール調整については合併協議会が行います。
3	ヒアリング場所	丹生谷5町村の個別会場にて実施。
4	ヒアリング方法	①、③：会議形式。 ②：個別ヒアリング。（①～③はヒアリング対象者を示す） ※丹生谷合併協議会事務局職員が司会進行を行います。
5	ヒアリング内容	新しいまちづくりについての方策・施策など。
6	ヒアリング成果物	議事録を作成し、要約・分析したものをまちづくり計画に反映します。

新しいまちづくりを進めるにあたり、住民の皆様のご意見・ご要望等は大変重要なものとなります。時節柄お忙しいこととは存じますが、アンケート調査、ヒアリングへのご協力をお願い致します。

地方税の取扱いについて

地方税の「納期」「税率」等についての協議を行い、以下のとおり承認されました。

①個人町民税の税率については、現行のとおりに標準税率を新町に引き継ぐものとする。

■均等割：標準税率

■所得割：標準税率

普通徴収の納期については、次のとおり調整し、合併年度については現行のとおりにする。

- ・第1期 6月1日から同月30日まで
- ・第2期 8月1日から同月31日まで
- ・第3期 10月1日から同月31日まで
- ・第4期 12月1日から同月31日まで

特別徴収の納期については、現行のとおりに新町に引き継ぐ

②法人町民税の税率については、新町において標準税率を適用する。



③固定資産税については、現行のとおり標準税率を新町に引き継ぎ、納期については、次のとおり調整し、合併年度については現行のとおりとする。

■納期

- ・第1期 5月1日から同月31日まで
- ・第2期 7月1日から同月31日まで
- ・第3期 9月1日から同月30日まで
- ・第4期 11月1日から同月30日まで

④軽自動車税の税率については、現行のとおり標準税率を新町に引き継ぎ、納期については、次のとおり調整する。

■納期：4月11日から同月30日まで

⑤たばこ税、鉦産税及び特別土地保有税については、現行のとおり標準税率及び一定税率を新町に引き継ぐものとする。

⑥入湯税については、相生町の例により新町において調整するものとする。

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業における「保険料」等についての協議を行い、以下のとおり承認されました。

①第1号被保険者の保険料については、現行のとおりとする。平成18年度以降の保険料については、平成17年度に策定する介護保険事業計画に基づき算定するものとする。

②第1号被保険者の普通徴収の納期については、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度より次のとおり調整する。

■納期（平成17年度から以下の納期となります）

- ・第1期 7月1日から同月31日まで
- ・第2期 8月1日から同月31日まで
- ・第3期 9月1日から同月30日まで
- ・第4期 10月1日から同月31日まで
- ・第5期 11月1日から同月30日まで
- ・第6期 12月1日から同月31日まで
- ・第7期 1月1日から同月31日まで
- ・第8期 2月1日から同月28日まで

③資格管理、申請受付事務、低所得者に対する利用負担軽減対策補助及び保険料滞納整理事務については、5町村に差異がないため、現行どおり新町に引き継ぐものとする。

④要介護、要支援認定に係る審査判定事務については、新町において調整するものとする。

国民健康保険事業の取扱いについて

「国民健康保険税の税率」「納期」等について協議し、以下のとおり承認されました。

①国民健康保険税の税率については、平成17年度より次のとおり調整する。

平成16年度については現行のとおりとする。

■医療分（平成17年度から）

- ・所得割 8%
- ・資産割 50%
- ・均等割 22,000円
- ・平等割 22,000円

■介護分（平成17年度から）

- ・所得割 1.2%
- ・資産割 —
- ・均等割 5,400円
- ・平等割 3,600円

※保険税の賦課限度額については、現行のとおりとする。

②国民健康保険税の納期については、次のとおり調整する。

■納期

- ・第1期 7月1日から同月31日まで
- ・第2期 8月1日から同月31日まで
- ・第3期 9月1日から同月30日まで
- ・第4期 10月1日から同月31日まで
- ・第5期 11月1日から同月30日まで
- ・第6期 12月1日から同月31日まで

③出産育児一時金の給付については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

④葬祭費については、新町において20,000円を給付するものとする。

⑤保健事業については、新町において調整するものとする。

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

議会議員の定数及び任期の取扱いについての協議を行いました。委員から「更なる協議が必要」「各町村議会での意見の集約が必要」等の意見があり、次回の協議会（４月２２日）で結論を出すことを前提に継続協議となりました。

＜参 考＞ 議員の定数及び任期に関する合併特例法上の特例	
新設合併における関係市町村においては、市町村の法人格が消滅するため、原則として当該議員は失職することとなる。	原則として、新市町村の設置の日から５０日以内に、地方自治法第９１条により算定された定数に基づき、新市町村の議会議員の設置選挙を行うこととなる。
【定数特例】 新設合併の場合、合併市町村の議会の議員の定数は、通常、合併市町村の議会議員の定数の総和に比べ、著しく少なくなることから、その激変緩和のため、設置選挙により選出される議会の議員の任期に限り、合併関係市町村の協議により、地方自治法第９１条第２項の数の２倍を超えない範囲で定数を定めることができる。（合併特例法第６条第１項）	【在任特例】 自主的な市町村の合併の推進にあたっての例外的な措置として、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、合併後２年を超えない範囲で、当該協議で定める期間に限り、引き続き合併市町村の議会議員として在任することができる。（合併特例法第７条第１項第１号）

丹生谷の町村長が飯泉知事に「丹生谷合併協議会」への支援要望

3月8日、徳島県庁において丹生谷5町村長が飯泉徳島県知事に「丹生谷合併協議会」への支援要望書を提出しました。	【支援要望書（抜粋）】 平成16年3月8日 徳島県知事 飯泉嘉門 殿
	「丹生谷合併協議会」に対する支援について 鷲敷町、相生町、上那賀町、木沢村、木頭村の5町村は、地理的に一体であり、古くから歴史や経済、文化の面においても深い結びつきを有しており、広域行政面においても5町村で丹生谷行政組合を運営するなど、密接な関係のもと行財政改革の推進に取り組んで参りました。加えて、合併特例法の法期限まで1年余りとなる中で、各町村とも合併の必要性を痛感し、より効率的な自治体運営を目指しております。 このような状況のもと、前の議会において5町村で構成する「丹生谷合併協議会設置議案」が可決され合併による豊かな地域社会の実現に向けた取り組みを検討することになりました。 県におかれましては、合併重点支援地域への指定、職員の協議会委員への派遣等、早速の御支援を頂きまして、協議会も順調にその歩を進め始めることができました。 つきましては、「徳島県市町村合併支援プラン」に基づき、一層の御支援をお願い致しますとともに、新年度より法定協議会事務局の職員として、県職員を派遣頂けますよう特に御配慮願いたいと存じます。

合併協議会だよりの発行を通じて、協議会での審議の過程を逐次お知らせ致します。合併問題を考える際にお役立て下さい。

また、合併協議会の会議録と会議に提出された資料等については、合併協議会事務局、各町村役場及び支所で閲覧することができます。

第4回合併協議会開催のお知らせ	
日時	平成16年4月22日（木） 午後2時開始
場所	相生町ふるさと交流館2F会議室

編集発行 丹生谷合併協議会事務局
〒771-5411 徳島県那賀郡相生町横石字大板35番地（相生ふるさと交流館内）
TEL（0884）64-0555 FAX（0884）64-0557

